

消安第 928 号
令和元年（2019年）10月11日

北海道消費生活審議会会長 曾野 裕夫 様

北海道知事 鈴木 直道



北海道消費生活条例施行規則の見直しについて（諮問）
北海道消費生活条例第16条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の理由）

平成31年（2019年）4月3日付け「北海道消費生活条例の見直しの基本的な考え方」で北海道消費生活条例施行規則の見直しを検討するよう答申をいただいたことを踏まえ、不当な取引方法による消費者被害防止措置を迅速に行うことができるよう、次の行為についても北海道消費生活条例第16条第1項の不当な取引行為に当たることを明文化する同規則別表の改正を検討しているところです。

つきましては、同条例第16条第2項の規定に基づき、改正について意見を求めるものです。

- 1 契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 2 事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為
- 3 消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為
- 4 消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為